

小牧市屋外広告物条例（案）に関する パブリックコメントの実施について

小牧市 都市政策部 都市計画課



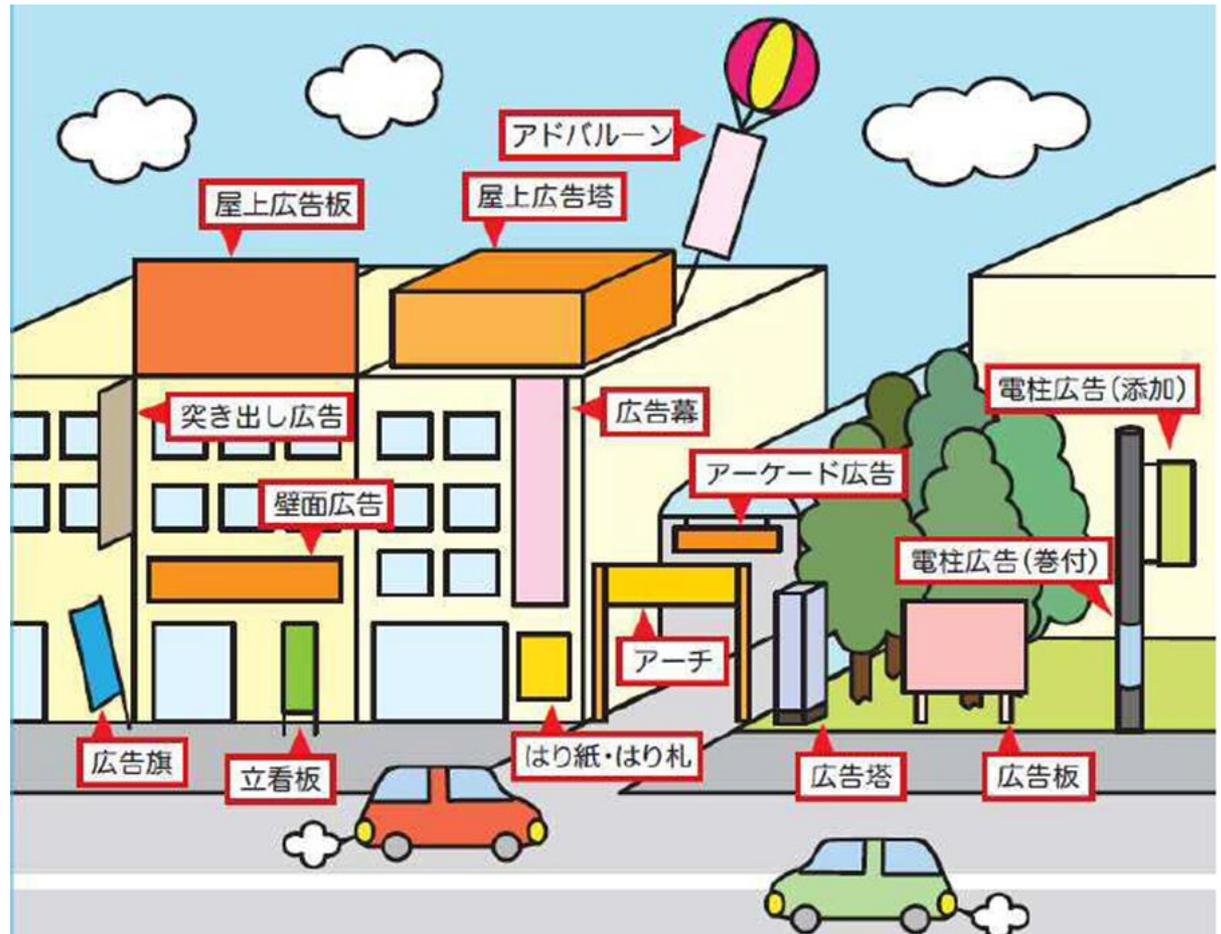
キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

◆屋外広告物の定義

屋外広告物とは、（屋外広告物法第2条第1項）

常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものです。

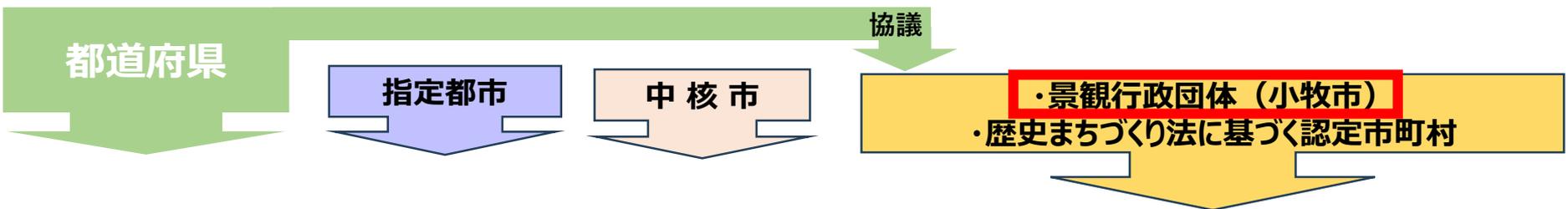
- 屋外広告物には、
 - ・看板、立看板、はり紙及びはり札
 - ・広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの
 - ・これらに類するもの
などがあります。



◆屋外広告物法の概要

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



小牧市屋外広告物条例の制定

» 小牧市独自の規制が可能となります。

- ① 一定の地域・場所又は物件について、表示・掲出禁止
- ② 広告物の表示について、許可制を設ける等必要な制限
- ③ 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準の設定

● 違反に対する措置等

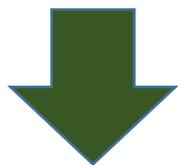
● 罰則

◆これまでの屋外広告物事務について

愛知県屋外広告物条例に基づき、

- ・広告物表示等許可
- ・はり紙の簡易除却
- ・はり札、広告旗等の簡易除却

に関する事務を、権限移譲により市で行っています。



小牧市で条例を制定することにより・・・

本市の地域特性や景観計画を踏まえた規制誘導を行い、
景観行政と一元的に取り組んでいくこととします。

<参考>本市の状況

- ・令和5年6月1日 景観行政団体へ移行
- ・令和7年4月1日 景観計画の策定、景観条例の施行

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○条例（案）の概要

愛知県屋外広告物条例の規制区分と仕組みを維持しつつ、必要に応じて規制内容を検討

（屋外広告業の登録等については、引き続き県条例の定めによる。）

<構成>

- ①広告物の表示の制限や許可の基準等について規定（第3条～第12条）
- ②設置した広告物に対する管理義務や違反に対する措置等について規定（第13条～第24条）
- ③市長が指定する事項について小牧市景観審議会へ諮問することを規定（第25条）
- ④市長が指定する事項について告示をすることや手数料の徴収等について規定（第26条～第28条）
- ⑤罰則について規定（第29条～第32条）

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○禁止地域等・禁止物件（第3条・第4条）

条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

・禁止地域の例（抜粋）



・禁止物件の例（抜粋）



◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○禁止地域

1. 第1種低層住居専用地域、生産緑地で市長が指定する区域
2. 文化財保護法の規定により指定された建造物の周囲50m以内の地域及び指定又は仮指定された地域
3. 愛知県文化財保護条例の規定により指定された建造物の周囲50m以内の地域及び指定又は仮指定された地域
4. 小牧市文化財保護条例の規定により指定された建造物の周囲50m以内の地域で市長が指定する区域及び指定された地域
5. 森林法の規定により指定された保安林
6. 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
7. 高速自動車国道、自動車専用道路の全区間及び市長が指定する道路及び鉄道等の区間
8. 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
9. 都市公園の区域、公共空地で市長が指定する区域
10. 官公署、学校等の公共施設
11. 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地
12. 神社、寺院及び教会で市長が指定する区域
13. その他、市長が指定する地域又は場所

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○禁止物件

1. 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
2. 街路樹、路傍樹
3. 信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
4. 電柱、街頭柱その他これらに類するもの
5. 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
6. 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
7. 送電鉄塔及び送受信塔
8. 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
9. 銅像、神仏増、記念碑その他これらに類するもの
10. 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
11. その他市長が指定するもの

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○許可地域（条例第5条）

...**市長の許可を受けた上**で、広告物の表示が可能となる地域
※場所や広告物の種別により許可基準を設定可能。

○景観重点地区（条例第6条）



- 自家用広告物 ⇒ 許可地域と同様の基準で設置可能
※色彩基準については設定予定
- その他の広告物 ⇒ 禁止地域と同様の基準で原則設置不可
※**適用除外規定**あり

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○適用除外（第7条）

社会生活を営む上で最小限必要な広告物などについては、屋外広告物規制の適用を除外。

<市条例で新たに**2項目**を追加>

- ・公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
- ・公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物又は掲出物件

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○違反に対する措置（第17条）

- ・ 条例に違反した者等に対し、表示の停止、除却等必要な措置を命ずることができる。
- ・ 条例に違反した者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。
- ・ 措置を命ぜられた者が履行しないとき等は、行政代執行法に従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせることができる。
- ・ はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等が、一定の要件を満たす場合には、自ら除却し、又はその命じた者等に除却させることができる。

○除却した広告物等の保管、売却（第18条）

- ・ 広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは保管しなければならない。
- ・ 保管した広告物等について、一定の要件を満たす場合には、売却することができる。

○罰則（第29～32条）

- ・ 条例に違反した一定の場合に、罰金又は過料を科する規定を設定。